

別表 平成31年度南風原町保育所入所基準表

基礎指数	保育を必要とする事由等	指数	詳細	
	就労・就学	10点	週38時間以上	
		9点	週35時間以上38時間未満	
		8点	週30時間以上35時間未満	
		7点	週25時間以上30時間未満	
		6点	週20時間以上25時間未満	
		5点	週16時間以上20時間未満	
		4点	週16時間未満	
		1点	父又は母が単身赴任(赴任先が県外・離島の場合で、赴任先への住所異動が確認できる場合)	
	入院	10点	A 1ヶ月以上	
		9点	B 1ヶ月未満	
	自宅療養	10点	A 常時病床、精神疾患・感染症	
		8点	B 常時安静	
	通院	10点	A 週5日以上	
9点		B 週4日		
6点		C 上記以外		
心身障害者	10点	A 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合		
	8点	B 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合		
	6点	C 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		
	5点	D 上記以外		
介護	10点	A 身体障害者手帳1・2級、要介護度4以上または、これらに相当する方を週5日以上居宅介護する場合		
	8点	B 身体障害者手帳1～4級、要介護度2以上または、これらに相当する方を週4日以上居宅介護する場合		
	5点	C 上記以外(送迎・入院付添含む)		
妊娠・出産	10点	産前2ヶ月・産後3ヶ月		
求職	4点	求職活動の為に外出を必要とする場合(起業準備中を含む)		
災害	10点	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合		

調整指数	ひとり親世帯	12点	祖父母同居世帯
		14点	単独世帯
	生活保護世帯	4点	生活保護受給世帯
	虐待・DV	10点	虐待やDV、またはそのおそれがある場合
	発達支援児童の申込	3点	発達支援児童の申込(きょうだい児は含まない)
	きょうだい児申込	5点	在所児の同一園への継続申込(きょうだい児は含まない)
		1点	新規申込において、きょうだいのいる保育所に申込をする場合
	地域型保育事業の卒園児	4点	多子世帯(就学前児童が3人以上いる世帯)
	保育料未納世帯	△8点	小規模保育事業等の地域型保育事業(従業員枠をのぞく)の卒園児童
	その他	2点	入所希望月の3ヶ月前(4月入所は11月分)を基準とし、保育料に未納がある世帯
		5点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が町内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭(週38H未満勤務)として勤務している、または勤務予定の場合に限る)
		△1点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が町内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭(週38H以上勤務)として勤務、または勤務予定の場合に限る)
		△10点	転入予定者として入所申込をしている世帯
		1～5点	申込書類等に虚偽があった場合
			児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合

【同一指数の場合の優先順位】

優先順位	項目
①	町内在住の者
②	一次申込の期限内に申込した者(4月入所調整のみ優先)
③	当該保育所にきょうだいが在所している者(継続の場合のみ)
④	きょうだい同時に入所できる場合
⑤	ひとり親世帯
⑥	虐待やDV、またはそのおそれのある場合
⑦	保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として勤務している(町外含む)
⑧	基礎指数の高い世帯
⑨	審査時点において3ヶ月以上待機の状態にある場合(4月入所はH30.12.1時点で待機の状態にある場合)
⑩	保育料の滞納がない世帯
⑪	申請書類に不備がない者
⑫	年度内に入所案内を辞退した事がない者
⑬	上記でも順位が決定しない場合、(1)から順番に優先とする。(父母どちらか優先順位が高い番号を選定し、優劣を判断する) (1)災害 (6)就学 (2)傷病 (7)就労内定者 (3)居宅外労働者(育児休業明け含む) (8)就学予定者 (4)出産 (9)居宅内労働者 (5)介護 (10)求職
⑭	入所希望月において町内在住日数の長い者(父母等の保育料算定対象者の町内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。)
⑮	入所希望前年度の所得の低い世帯(父母等の保育料算定対象者の合算)